

企業規模100人以上なら1.12%アップ

ペーゼロ勧告は意図的で不当

さいたま市教組新聞

さいたま市
教職員組合
(埼教組)
TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saitama@
kyouiku-net.org
2006.9.5(火)
No.106

人事院は八月八日、国家公務員の給与改定等の勧告を出しました。公務員は人事院及び人事委員会が民間企業の賃金手当等を調査し、公務員賃金の勧告をします。勧告に基づいて当局案が示され労使交渉を実施。妥結を経て国会・県議会で承認を得て決まります。

一九六四年、当時の池田首相と太田総評議長の政府と労働組合トップの会談で現行の民間企業調査の企業規模一〇〇人以上の比較方法改善が図られました。不当にも、人事院はその比較企業の規模を「政労交渉」を行わずに一方的に「五〇人以上」に引き下げて官民比較を行いました。

○六春闘では景気の

回復基調で自動車・電気など大企業各社の五年ぶりのペースアップや冬・夏のボーナス改善など賃上げに向けた明るい兆しが見えていました。企業規模一〇〇人以上ならば月例給

で一・一二％、四二五〇円、特別給で〇・〇五月加算になったものを、「五〇人以上」への引き下げでペースアップはゼロ、ボーナスの改善も見送られました。これは給与引き下げを意図した勧告と言っても言いすぎではありません。

人事院勧告は、地方公務員をはじめ、教職員、独立行政法人職員、

福祉施設職員(保育士・介護士)、医療機関職員(医師・看護師・医療技師)の給与に止まらず、公的年金・生活保護費にも影響するものです。公務関係の給与が抑えられれば、民間の給与にも連動します。給与構造の見直しを、若年層の生活は厳しさを増すばかりです。団塊世代は退職後の生活に不安が募ります。

十月には県人事委員会の勧告があります。県人事委員会と県当局への署名にも取り組みます。みなさんのご協力をお願いします。

で一・一二％、四二五〇円、特別給で〇・〇五月加算になったものを、「五〇人以上」への引き下げでペースアップはゼロ、ボーナスの改善も見送られました。これは給与引き下げを意図した勧告と言っても言いすぎではありません。

人事院勧告は、地方公務員をはじめ、教職員、独立行政法人職員、

2006年勧告の主な内容

- 月例給、ボーナスとも本年は水準改定なし
- 官民給与の較差18円(0.00%)が極めて小さく、月例給の水準改定を見送り
- 期末・勤勉手当(ボーナス)は民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし
- 少子化対策・子育て支援で改善
- 扶養手当の改善。第3子以降の手当を1000円引き上げ。(現行月額5000円 6000円)
- 育児のための短時間勤務。小学校就学までの年齢の子を養育するために短時間勤務を請求できる。公務運営に支障が無ければ承認する。
- 1日4時間(週20時間) 1日5時間(週25時間)
- 週2日半(週20時間) 週3日(24時間)の4コースから選択し決める。
- 後補充のため任期付短時間勤務職員を任用。
- 育休者の復職時調整を1/2から2/2に改善。
- 部分休業の名称を「育児時間(仮)」に変更。
- 対象の子の年齢を3歳から小学校就学始期に改善。
- 広域異動手当の新設
- 60km以上300km未満の異動に3%(07年度は2%)支給。3年間支給。

国家公務員賃金決定の流れ

人事院が民間企業の賃金手当等調査

勧告

国公労連と総務省交渉

妥結

閣議決定

国会承認

賃金手当等決定

地方・教育公務員賃金決定の流れ

人事委員会が県内民間企業の賃金手当等調査

勧告

地公労と県当局、埼教連と教育局で交渉

妥結

県議会承認

賃金手当等決定

団体交渉の続報(改善点)

教師用指導書について(指導一課)

今年度は年度内に学校の希望を調査する。要望に添えるようにしたい。

児童用白地図作業帳は各校にCDで配布する。

割振変更簿の導入(教職員課)

(政令市の神戸市・仙台市・静岡市が変更簿を使っていることを示し追求すると)「研究」から一歩踏み出す。

少人数サポーター臨時教員の待遇改善(教職員課)

各校の校長に意見を聞いて七時から五時に配置を考えた。今後全校に配置をすることはあっても四時間に減らすことはない。

新任学年主任等研

さいたま市教組新聞一〇四号の記事に間違いがありました。訂正致します。

小見出し「プログラムは通知票に書くように支持してない」は「指示」の誤植です。また分別ゴミ回収は浦和地区も実施することが判明しました。